

安曇野市役所本庁舎総合管理業務委託プロポーザル審査委員会設置要領

(設置)

第1条 この要領は、安曇野市役所本庁舎総合管理業務を委託する民間事業者（以下「委託業者」という。）の選定を適正に行うため、安曇野市役所本庁舎総合管理業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するとともに、実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施要領に関すること
- (2) プロポーザルの評価基準に関すること
- (3) 業務提案書等の審査に関すること
- (4) 委託業者を選定すること
- (5) その他委託業者の選定に関し審査委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成し、それぞれ別表に掲げる者を充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審査委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 審査委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(選定方法)

第5条 各審査委員が各審査項目の評価基準により点数を付与し、審査委員ごとの参加者順位を決める。参加者順位1位を最も多く付けた参加者を候補者とする。参加者順位1位が同数の場合は、参加者順位2位を最も多く付けた参加者を候補者とする。以下同数の場合は同様に3位4位と続ける。

(庶務)

第6条 審査委員会の庶務は、総務部財産管理課において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

- 1 この要領は、令和5年8月22日から施行する。
- 2 この要領は、業務委託契約を締結した日をもって廃止する。

別表（第3条関係）

役職名	職名・所属
委員長	総務部長
副委員長	政策部長
委員	総務部総務課長
委員	総務部職員課長
委員	政策部行革デジタル推進課長
委員	市民生活部市民課長
委員	福祉部福祉課長